

差別禁止部会	
第10回(H23. 11.11)	参考資料1

関係法律等（抜粋）

司法手続における配慮等について

◎障害者制度改革の推進のための基本的な方向について

（平成22年6月29日 閣議決定）

（10）司法手続

- 刑事訴訟手続において、あらゆる障害の特性に応じた配慮がされるための具体的方策について検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 司法関係者（警察官及び刑務官を含む。）に対する障害に関する理解を深める研修について、障害者関係団体の協力を得つつ、その一層の充実を図る。

◎障害者基本法

（昭和45年法律第84号）

（司法手続における配慮等）

第29条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

民事訴訟法（平成8年法律第109号）等における障害者に係る規定の例

◎ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

第60条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 略

3 略

第154条 口頭弁論に関与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。

2 略

◎ 人事訴訟法（平成15年法律第109号）

第13条 略

2 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の訴訟行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を訴訟代理人に選任することができる。

3 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を訴訟代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を訴訟代理人に選任することができる。

4 前二項の規定により裁判長が訴訟代理人に選任した弁護士に対し当該訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

◎ 非訟事件手続法（平成23年法律第51号）

第25条 非訟事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第48条 非訟事件の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第一百五十四条の規定を、非訟事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、利害関係参加人、代理人及び補佐人に対する措置については同法第一百五十五条の規定を準用する。

◎ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）

第23条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第百十八条（この法律の他の規

定において準用する場合を含む。) 又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

- 2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。
- 3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

第27条 家事事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第55条 家事審判の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第一百五十四条の規定を、家事審判事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、利害関係参加人、代理人及び補佐人に対する措置については同法第一百五十五条の規定を準用する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）における障害者に係る規定の例

※ 刑事訴訟法は、「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること」を目的とする（第1条）。同法は、特に障害者の権利を保障する必要性の高い場面において特別に明文で配慮規定を置いているが、それ以外の場面では、憲法第31条の適正手続保障の趣旨に鑑み、適切な運用を図ることによって障害者の権利を保護すべきとの趣旨と解される（例えば、以下に掲げた規定以外にも、具体的事案に応じて、第42条（補佐人）や第95条（勾留の執行停止）等様々な規定が適用される。）。

なお、逮捕状の提示や黙秘権の告知等の適正手続、自白の任意性の有無等については、裁判所の判断にゆだねられた事実認定の問題であり、当該事実認定等を踏まえ判決で有罪・無罪等の言渡しがなされることとなる。

第28条 刑法（明治40年法律第45号）第39条又は第41条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が2人あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

第29条 前2条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がいないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

2 前2条の規定により被疑者を代表し、又は代理する者がいない場合において、検察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同様である。

3 特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し又は代理して訴訟行為をする者ができるまで、その任務を行う。

第37条 左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

一・二 略

三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。

四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。

五 その他必要と認めるとき。

第37条の4 裁判官は、第37条の2第1項に規定する事件について被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上的障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。た

だし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第49条 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第155条 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

2 前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第157条の2 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

第157条の3 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第1項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

2 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第157条の4 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一・二 略

三 前2号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との

関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

- 2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあ
ると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護
人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音
声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。
- 3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴
訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第158条 裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽
重とを考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、必要と認めるとき
は、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

- 2 前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に、尋問事
項を知る機会を与えなければならない。
- 3 検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を
請求することができる。

第167条 被告人の心神又は身体に関する鑑定をさせるについては必要があるときは、
裁判所は、期間を定め、病院その他の相当な場所に被告人を留置することができる。

- 2 前項の留置は、鑑定留置状を発してこれをしなければならない。
- 3 第1項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その
他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ず
ることができる。
- 4 裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。
- 5 勾留に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、第1項の留置
についてこれを準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。
- 6 第1項の留置は、未決勾留日数の算入については、これを勾留とみなす。

第175条 国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければ
ならない。

第176条 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通
訳をさせることができる。

第290条の2 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害
者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合
におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは
当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があると
きは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏
名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同

じ。)を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第176条から第178条の2まで若しくは第181条の罪、同法第225条若しくは第226条の2第3項の罪(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、同法第227条第1項(第225条又は第226条の2第3項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。)若しくは第3項(わいせつの目的に係る部分に限る。)若しくは第241条の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二 児童福祉法第60条第1項の罪若しくは同法第34条第1項第9号に係る同法第60条第2項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪に係る事件

三 前2号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 略

4 裁判所は、第1項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないとするに至ったとき、第312条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第1項第1号若しくは第2号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第3号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至ったときは、決定で、第1項又は前項の決定を取り消さなければならない。

第316条の39 裁判所は、被害者参加人が第316条の34第1項(同条第5項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

3 裁判所は、第1項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認めるに至ったときその他その者を被害者参加人に付き添わせることが相当で

ないと認めるに至つたときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。

4 裁判所は、被害者参加人が第316条の34第1項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

5 裁判所は、被害者参加人が第316条の34第1項の規定により公判期日に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第439条 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。

一～三 略

四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

2 略

第480条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第481条 前条の規定により刑の執行を停止した場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共団体の長に引き渡し、病院その他の適当な場所に入れさせなければならない。

2 刑の執行を停止された者は、前項の処分があるまでこれを刑事施設に留置し、その期間を刑期に算入する。

第482条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて執行を停止することができる。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二～七 略

八 その他重大な事由があるとき。